

新入生の皆様へ

駐車場の利用及び駐車券の購入について

◆ 高山サイエンスタウン駐車場のご利用について

この駐車場は、公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団（以下「支援財団」といいます。）が管理しています。大学の施設ではありませんので、支援財団が作成した約款をよく読んで駐車場を利用して下さい。1回 300 円。

◆ 定期駐車券の購入申し込みについて

- ① 通学などで定期的に駐車場を利用する場合は定期駐車券を利用できます。初回の申し込みは必ず支援財団事務所（高山サイエンスプラザ内 1F）で行ってください。
なお、2 回目以降の継続の申し込みは、支援財団から業務を委託している大学内売店（デイリーヤマザキ）でも購入可能です。
- ② 4 月、10 月は、申し込みが多く、窓口で時間がかかることがありますので、事前に別添の申込用紙に必要事項をすべて記入してご持参ください。特に車のナンバーは必須です。 ナンバープレートの全ての内容が記載されていないと受付できませんのでご注意ください。例) 奈良 580 ら 12-34
- ③ 申込書に記載していただいた内容については、駐車場管理及び駐車券利用に関する連絡やお知らせのために利用いたします。
- ④ 学生料金での購入には、学生証の提示が必要です。学生証の交付をまだ受けてない場合は、「入学許可証」を提示してください。
- ⑤ 定期駐車券は、駐車スペースの確保を約束するものではありません。また、月極駐車場のよう利用するものでもありませんのでご注意ください。

定期駐車券料金（学生料金）

1ヶ月	1,500円
3ヶ月	4,000円
6ヶ月	7,500円

※ 使用開始または使用終了が月の途中であっても、月単位で計算します。

例 1) 3 月 2 5 日に 6 か月定期駐車券を購入の場合

・ 利用開始日 4 月 1 日 ・ 有効期限日 9 月 3 0 日

例 2) 4 月 1 0 日に 6 ヶ月定期駐車券を購入の場合

・ 利用開始日 4 月 1 0 日 ・ 有効期限日 9 月 3 0 日

購入申込場所等

- ① 申込できる方 奈良先端大の新入学生（学生宿舍入居者または入居予定者は除く）
- ② 申込場所 支援財団事務所（高山サイエンスプラザ内 1F）
- ③ 発売開始 使用開始月の前月の 2 5 日より（2 5 日が休みの場合は翌営業日より）
- ④ 使用開始 使用開始月の 1 日から利用できます。
- ⑤ 使用上の留意事項 定期駐車券は、登録された車両（指定車両）に対して発行し、申請者だけが、利用できます。登録外の車両に利用したり、他人が利用すると、約款違反で定期駐車券を無効化処理し、以後の定期駐車券の販売はしません。

◆ 定期駐車券の使い方について

入場時

- ①車を入口ゲート前に停車してください。
- ②定期駐車券を、入口の機械（発券機）のカード挿入口に入れてください。
- ③「入場」が磁気記録されると定期駐車券が戻ってくるので取ってください。その後、ゲートバーが上がったのを確認して入場してください。「入場」の記録がないと「出庫」できません。
※設備点検・イベント等により駐車場が無料開放となっているとき等、バーが上がっていても
必ず入口の機械に定期駐車券を挿入してください。
- ④定期駐車券を紛失した場合は、「発券ボタン」を押し、一時利用券で入庫して下さい。出庫時には料金が要です。返金はできませんのでご注意ください。
- ⑤ゲートバーが上がりきる前に発進してゲートバーに接触し、弁償して頂く事例が生じています。十分にご注意ください。

出庫時

- ①車を出口ゲート前に停車してください。
- ②定期駐車券を、出口の機械（精算機）のカード挿入口に入れてください。
- ③「出庫」が磁気記録されると定期駐車券が戻ってくるので取ってください。その後、ゲートバーが上がったのを確認して出庫してください。「出庫」の記録がないと次回「入場」ができません。
※設備点検・イベント等により駐車場が無料開放となっているとき等、バーが上がっていても
必ず出口の機械に定期駐車券を挿入してください。
- ④定期駐車券を紛失した場合は、「駐車券紛失ボタン」を押し、料金をお支払いください。返金はできませんのでご注意ください。
- ⑤ゲートバーが上がりきる前に発進してゲートバーに接触し、弁償していただく事例が生じています。十分にご注意ください。

出入口でトラブルが発生した場合

出入口機械横の白い電話で連絡してください。自動的にセコム㈱につながります。

◆ 駐車場内の遵守事項について

安全運転に努め、盗難、車両事故等が発生しないように心がけてください。詳細は、約款をご覧ください。

車上荒らしによる被害が発生しています。車内に貴重品を置かないでください。

駐車場で盗難・車両事故等については、一切責任を負いかねますので、ご注意ください。

◆ 指定車両の変更手続きをお忘れなく

指定車両を入れ替える場合や車検の代車を利用する際は、事前に支援財団で変更手続きを行ってください。

◆ 定期駐車券の期限切れにご注意ください

定期駐車券に記載の有効期限は、入場される時ではなく、出口から出庫される時です。

なお、有効期限の切れた定期駐車券で出られるときは、料金の支払いが必要です。

定期駐車券および駐車場に関する問い合わせ先

（公財）奈良先端科学技術大学院大学支援財団 TEL 0743-72-5810

※ 開館時間：平日（土日祝日除く）9時～17時

高山サイエンスタウン駐車場利用約款

2022年1月31日施行

2024年1月 1日施行

公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団（以下「当財団」）が管理する高山サイエンスタウン駐車場（生駒市高山町 8916 の一部）については、下記の規程に従ってご利用していただきます。

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」）の利用に関する事項は、この規定によるものとする。駐車場の利用者は、この規定を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（駐車できる車両）

第2条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物または取付物を含めて長さ 5.0m、幅 1.9m、高さ 2.1m、最低地上高 15 cm以上、重量 2.5 t を超えないものに限る。なお、周辺施設等の工事関係車両は、当財団に許可されたものを除き駐車できないものとする。

（営業時間等）

第3条 駐車場の営業時間は午前零時から午後 12 時までとする。

第4条 次の場合には駐車場の全部または一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め、および車両の退避を行うことができる。

- ①自然災害・火災・浸水・爆発・施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生しまたは発生するおそれがあると認められる場合。
- ②保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- ③清掃・除草・工事等を行うため必要があると認められる場合。

（利用方法）

第5条 駐車場の利用者は、入口にて駐車券を発行もしくは定期駐車券を挿入して入庫する。駐車スペース以外の場所には駐車してはならない。

なお、定期駐車券の期限切れ等で読み取れない場合は、場内掲示の連絡先にご連絡いただくか、駐車券を発行させて入庫するものとする。

第6条 当財団の許可を得た場合を除き、利用者は駐車券発行・定期駐車券利用を問わず、継続して 24 時間を超えて駐車できないものとする。

第7条 駐車料金は後払いとなっており、駐車券利用者は出庫までに千円札もしくは硬貨をご用意いただくとともに、出庫の際は、車両を精算機の脇に横付けし、駐車券挿入のうえ、所定の料金をお支払いいただくものとする。

2 定期駐車券利用者は、出庫の際は定期駐車券を挿入のうえ出庫するものとする。なお、入庫時に定期駐車券を挿入していない場合は、出庫時に定期駐車券を挿入してもエラーとなるため留意する必要がある。

第8条 機械等トラブルが発生した場合は無理に出庫しようとせず、速やかに場内掲示の緊急連絡先へご連絡いただくものとし、万一、利用者の判断により無理に出庫されたことが原因で車両が破損しても、当財団は一切責任を負わない。

（駐車場内の通行等）

第9条 利用者は駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- ①歩行者の安全に配慮し、徐行すること。
- ②追い越しをしないこと。出庫する車両の通行を優先すること。
- ③警笛をみだりに使用することなく静かに通行すること。
- ④駐車場内（路面を含む）の各種表示、横断歩道の表示および係員の指示があるときはそれに従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

- ①喫煙したり、火器を使用しないこと。
- ②廃棄物を捨てないこと。
- ③飲酒、騒音を発する行為をしないこと。
- ④洗車、修理等をしないこと。
- ⑤駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア・トランクは施錠して盗難防止に努めること。
- ⑥場内において宿泊しないこと。
- ⑦その他業務または他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

（駐車料金）

第11条 駐車料金は場内に別途掲示のとおりとする。

（定期駐車券の利用）

第12条 定期駐車券による駐車場の利用については、以下に定めるところによる。

- ①定期駐車券を利用できるものは、奈良先端科学技術大学院大学関係者（学生宿舍及び教職員宿舍入居者または入居予定者は除く）及び当財団が認めたものとする。
- ②定期駐車券は本人のみの使用に限定し、他人に譲渡・転貸してはならない。
- ③定期駐車券は指定した車両以外の車両には利用できない。
- ④駐車場が満車であるときは、空きスペースができるまで待つか、出庫していただくことになる。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ⑤定期駐車券で指定した車両を変更する場合は、必ず事前に新たな車両番号を当財団宛て届け出ること。
- ⑥定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障をきたすおそれがあると判断した場合は、当財団は定期期限内であっても無効とすることができる。

(定期駐車券の不正利用)

第 13 条 定期駐車券を指定した車両以外の車両の駐車に利用した場合、券面もしくは券面の磁気に改変・改ざんを加えた場合、或いは有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に利用した場合には、定期駐車券を無効として回収するとともに、所定の料金と併せ、当該不正の調査に要した費用や訴訟費用等、当財団の被った損害の全額を収受する。

(放置車両の取扱い)

第 14 条 利用者が当財団への届け出を行うことなく第 6 条に規定する期間を超えて駐車している場合、当財団はこれらの利用者に対して通知または駐車場における掲示の方法により、当財団が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

第 15 条 前条の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときまたは当財団の過失なくして利用者を確知することができないときは、当財団は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者および使用者をいう）に対して通知または駐車場における掲示の方法により、当財団が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、当財団に対して車両の引き渡しその他の異議または請求の申し立てをしないものとする。

第 16 条 前 2 条の請求を書面により行う場合は、当財団が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

第 17 条 当財団は第 14 条の規定により指定した日を経過した後は、車両および積載物・付属装着物について生じた損害については、当財団の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査および移動)

第 18 条 当財団は第 14 条の場合に、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両を調査できるものとする。

第 19 条 当財団は、第 14 条の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第 20 条 当財団は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができずまたは当財団の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知または駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 カ月を経過した後、利用者に通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

第 21 条 当財団は、前条の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

第 22 条 当財団は、第 20 条の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

(免責)

第 23 条 駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失または毀損については、当財団に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

第 24 条 天災地変、自然災害、戦乱、暴動その他不可抗力の事象発生に伴う損害について、当財団は責任を負わない。また場内に積雪がある場合でも、原則として除雪作業は行わず、これにより利用者の利用が妨げられ、または利用者が損害を被っても、当財団は一切責任を負わない。

第 25 条 当財団は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

(この規定に定めない事項)

第 26 条 この規定に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

新入生用

高山サイエンスタウン駐車場 定期駐車券購入申込書

申込年月日	西暦 20 年 月 日		
フリガナ			
氏 名			
現 住 所	TEL ()		
車 名			
車両番号 (プレートナンバー)	ナンバープレートの全ての内容を正確に記入してください		
所属研究室等 (学生証を提示して下さい)	奈良先端大 学生 (学籍番号:) 研究室名 研 TEL		
E-mail			
申込月数	1ヶ月 1,500円		に✓印を入れて下さい
	3ヶ月 4,000円		
	6ヶ月 7,500円		
別紙の【注意】を読み、理解しました	署名:		

《財団使用欄》

学生証確認欄	
定期駐車券番号	
使用開始月	月
有効期限	西暦 20 年 月末
経 理 欄	
金 額	円
受 付 者	
備 考	